

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道海域管理規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告 示

目 次 ページ

規 則	
○北海道海域管理規則の一部を改正する規則..... (砂防災害課)	41
告 示	
○土地改良法による道管換地処分..... (農業施設管理課)	41
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事 の認可を受けなければならない施設の指定の一部改正(2件)..... (漁港漁村課)	41
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	42
○建設業者に対する監督処分..... (建設情報課)	42
○道路の供用の開始..... (道路課)	43
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	43
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定..... (河川課)	43
道教育庁石狩教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	43

北海道告示第57号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、厚真町吉野地区及び富野地区の換地処分をした。

平成19年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第58号

平成12年北海道告示第1311号(北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

臼谷漁港(小平町)の項を次のように改める。

臼谷漁港 (小平町)	西防波堤のうち 別図に示す70 メートル	8隻以内	周年
---------------	-------------------------	------	----

赤石漁港(神恵内村)の項中「西防突堤」を「西防波堤」に、「15.9メートル」を「20メートル」に改める。

東静内漁港(新ひだか町)の項を削る。

知布泊漁港(斜里町)の項中「30隻以内」を「25隻以内」に改める。

北海道告示第59号

平成13年北海道告示第160号(北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定)の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

千走漁港(島牧村)の項中「7隻以内」を「8隻以内」に改める。

幌茂尻(幌茂尻地区)漁港(根室市)の項中「30メートル」を「40メートル」に、「2隻

規 則

北海道海域管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第2号

北海道海域管理規則の一部を改正する規則

北海道海域管理規則(昭和55年北海道規則第29号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第18条第3項」を「第18条第6項」に改める。

別記第1号様式中「北海道知事 様」を「北海道知事 様」に、「第18条第3項」を「第18条第6項」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道海域管理規則の規定に基づいて

以内」を「3隻以内」に改める。

北海道告示第60号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 斜里郡斜里町ウトロ香川26地先・27地先・29地先・31地先・26(以上4筆地先1筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道網走支庁産業振興部林務課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第61号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり廃業等の届出のあった建設業の許可を取り消した。

「次のとおり」は、省略し、その住所等は北海道建設部建設管理局建設情報課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 許可の全部廃業

商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日
有限会社 共和工業	般-18 石第12264号	平成18.12.1
丸上サンエー設備株式会社	般-16 石第3665号	同 18.12.15
株式会社 ダイト建設	般-17 石第18831号	同 18.12.18
井越産業株式会社	般-17 石第11914号	同 18.12.19
丸正竹田総業株式会社	般-14 石第15973号	同

ホクト建機サービス株式会社	般-16	石第18716号	同
有限会社 日光建設	般-17	石第13098号	同
有限会社 大垣工務店	般-17	石第18862号	同 18.12.20
阿部木材興業株式会社	般-15	石第16101号	同 18.12.22
有限会社 丸建共成建設	般-15	石第16453号	同 18.12.25
有限会社 東和建設	般-13	石第17621号	同 18.12.26
有限会社 アシスト不動産	般-16	石第18741号	同
山村建設株式会社	般-14	石第2971号	同 18.12.28
有限会社 ライナー	般-14	渡第4004号	同 18.12.1
有限会社 東栄事業所	般-14	渡第4014号	同 18.12.5
小椋ボーリング	般-13	渡第869号	同 18.12.12
株式会社 精工	般-18	渡第4267号	同
有限会社 リーブ	般-15	渡第4105号	同 18.12.13
山内建設株式会社	特-18	渡第91号	同 18.12.15
有限会社 白鳥建業	般-18	後第345号	同 18.12.13
株式会社 勝和美創	般-17	空第2191号	同 18.12.25
山岡鉄工株式会社	般-14	空第809号	同 18.12.26
株式会社 村井建設工業所	特-14	空第1369号	同 18.12.28
三浦家具建具製作所	般-17	空第1998号	同
吉田建設機械株式会社	般-16	宗第272号	同 18.12.25
株式会社 伊藤組	般-16	網第98号	同
2 許可の一部廃業			
商号又は名称	建設業の許可の番号	処分年月日	
山内建材工業株式会社	般-18 石第14598号	平成18.12.1	
太陽電設株式会社	般・特-16 石第16774号	同 18.12.6	
三興電設工業株式会社	般-14 石第1967号	同 18.12.20	
有限会社 アール・エス北海道	般-17 石第14967号	同 18.12.21	
山本建設工業株式会社	般-13 石第8780号	同 18.12.25	
株式会社 栄工業	般-17 渡第2947号	同 18.12.27	
株式会社 阿保工務店	特-13 後第127号	同 18.12.5	
株式会社 井出組	般-13 空第151号	同 18.12.11	
株式会社 岡田橋梁工事	般-13 空第176号	同 18.12.12	
倉増金物株式会社	般-18 空第88号	同 18.12.19	
有限会社 坂口建設	般-13 宗第669号	同 18.12.8	
浜本山田建設株式会社	般-14 網第379号	同 18.12.27	

芙蓉建設株式会社 般-14 網第551号 平成18.12.28
株式会社 渡辺建設 般-14 日第748号 同 18.12.25
道東総合建材株式会社 般-16 釧第240号 同 18.12.12

北海道告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 中標津標茶線	川上郡標茶町富士4丁目13番地先から 川上郡標茶町開運1丁目1番2地先まで	平成19.2.1 午後0時

北海道告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 道路の種類	道道				
2 路線名	函館空港線				
3 道路の区域					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
函館市高松町568番2地先から	前	26.90mから	171.74m		
函館市高松町509番14地先まで		47.20mまで			
	後	26.90mから	171.74m		
		47.20mまで			

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、二級河川余市川水系余市川に係る浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課並びに北海道小樽土木現業所事業部治水課及び余市出張所に備え置いて閲覧に供する。

平成19年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年1月30日

北海道教育庁石狩教育局長 三原 和 廣

- 落札に係る物品等の名称及び数量
学校用家具 実験台ほか346点
- 落札を決定した日
平成19年1月16日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社エムケ中田商会
(2) 住所 札幌市東区北12条東1丁目2-3
- 落札金額
24,675,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成18年12月5日付け平成18年北海道教育庁石狩教育局告示第12号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

